

「那覇市市民便利帳協働発行事業」に関する提案募集要領

1 目的

市の窓口、業務内容、各種手続き等にかかる行政情報ならびに地域の生活情報および企業等の広告を掲載した「那覇市市民便利帳(以下、「便利帳」という。)」について、市と協働で発行する事業者(以下、「事業者」という。)を公募型プロポーザルにより選定するため、以下のとおり募集する。

2 業務概要

(1) 業務名称

「那覇市市民便利帳協働発行事業」

(2) 業務内容

市は、事業者に対して便利帳の作成に必要な行政情報を提供し、事業者は行政情報以外の情報の収集、企画デザイン、編集、印刷、製本及び完成した便利帳の配布を行う。
詳細は別紙「那覇市市民便利帳協働発行事業仕様書」のとおりとする。

(3) 業務履行期間

契約締結日から令和5年6月30日まで

3 プロポーザル方式

(1) 実施方法

参加事業者によるプレゼンテーションを実施し、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整えば契約を締結するものとする。

(2) プロポーザル方式による理由

協働事業による便利帳発行業務および全戸配布業務については、発行及び配布経費を市が負担することなく広告費で賄うものであること、また、企画検討、デザイン制作、印刷製本、納品、配布までが一連の業務であり、専門的な知識・経験を有する事業者を総合的な見地から判断して選定するため、公募型のプロポーザル方式によって行う。

4 事業スケジュール(予定)

公示(公募開始、募集要領・仕様書等の公開)	2022年7月12日(火曜日)
質問書受付期間	2022年7月12日(火曜日)から 2022年7月19日(火曜日)17時
質問書に対する本市回答期限	2022年7月25日(月曜日)
参加表明書等提出期限	2022年8月1日(月曜日)17時
参加資格確認結果通知	2022年8月8日(月曜日)
企画提案書等提出期限	2022年8月18日(木曜日)17時
企画提案審査(プレゼンテーション)実施	2022年8月26日(金曜日)
審査結果通知	2022年8月31日(水曜日)
優先交渉権者との委託契約締結	2022年9月
納品、配布	2023年5月中

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

5 参加資格要件及び参加申込方法

(1) 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- ① 那覇市内に本店または支店があること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- ④ 国税、地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者。
- ⑥ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(2) 参加申し込み方法

提出物一覧

	提出書類名	備考
ア	参加表明書(様式1)	
イ	会社概要書(様式2)	
ウ	協力連携事業者予定調書(様式3)	協力連携事業者においてもイおよびエ～コの書類を提出すること
エ	使用印鑑届(様式4)	那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録している者は省略可。
オ	誓約書(暴力団等)(様式5)	
カ	印鑑証明書	
キ	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
ク	市町村税納税証明書(滞納のない証明書)	
ケ	消費税納税証明書(滞納のない証明書)	
コ	財務諸表	

(3) 参加表明書提出期限・提出方法

提出期限:令和4年8月1日(月)17時 ※郵送の場合は同日必着

提出場所:「12 事務局」に定める事務局

提出方法:持参(要事前連絡)または郵送(未着等が生じた場合に配達状況が確認できる方法)

(4) 参加資格確認結果通知

参加資格確認結果については、令和4年8月8日(月)までに通知する。

6 質問及び回答

本業務に関する質問は、本プロポーザル募集要領、仕様書にかかる質問に限るものとし、審査にかかる質問については一切受け付けないものとする。

(1) 質問

① 質問方法

質問書(様式6)に質問事項を記入し、電子メールで事務局へ送信する。

E-mail:S-S-HISYO001@city.naha.lg.jp

② 質問期間

令和4年7月12日(火)から7月19日(火)17時まで

(2) 質問への回答

① 回答方法

令和4年7月25日(月)までに質問および回答をホームページにて公表する。

② その他

- ア 質問者の名称等については公表しない。
- イ 審査に関する質問については回答しない。
- ウ 提出期限内に到着しなかった質問については回答しない。
- エ 質問内容が、質問者の提案内容に密接に係わるものについては、質問者のみに回答する場合がある。

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出物一覧

	提出書類名	部数
ア	提案書(様式7)	1部 ※押印箇所には代表者印を押印すること。
イ	企画提案書(A4版様式任意) ※「8 審査について」の審査項目に基づき作成すること ※完成デザインのイメージを表記すること	6部 ※資料毎にインデックス等を付け見易さに配慮すること
ウ	実施体制調書(様式8)	6部
エ	業務実績調書(様式9)	6部
オ	PDFデータ	ア～エをすべてデータで提出すること

(2) 提出方法

提出期限:令和4年8月18日(木)17時 ※郵送の場合は同日必着

提出場所:「12 事務局」に定める事務局

提出方法:持参(要事前連絡)または郵送(未着等が生じた場合に配達状況が確認できる方法)

8 審査について

本業務に係る審査は、審査を厳正かつ公平に行うため、選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションを審査・採点し、優先交渉権者の決定などを行う。

- (1) 評価項目及び評価については、選定委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

※企画提案書は下記の審査項目に留意すること

No	審査項目	審査内容	配点
1	企画内容 (50)	本業務の目的を十分に理解し、実施にあたる基本的な考え方が示されているか	20
		文字の大きさ、行間のバランスなどが高齢者をはじめとした幅広い人に読みやすいデザインとなっているか	10
		行政情報と広告の比率は妥当か	5
		広告の掲載位置等は妥当か	5
		企画情報等は、便利帳に付加価値を与え市民にとって魅力あるものとなっているか	10
2	編集・発行 (10)	発行および配布のスケジュールは無理のない日程となっているか	10
3	業務体制・実績 (30)	同様の業務の実績は十分か	10
		業務の実施体制が明確に示されているか	10
		配布方法の体制は確立されているか	5
		トラブルへの対処方法は確立されているか	5
4	独自提案 (10)	その他、那覇市にとって有意義な独自提案はされているか	10
合計			100

(2) プレゼンテーション

① 日時・場所

令和4年8月26日(金)とし、時間・場所は改めて通知する。

② 実施方法

- ・時間:各社 25 分以内(準備時間は除く)
(プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分を目安とする。)
- ・提出した企画提案書等をもとに行うこと。
- ・企画提案書等と異なる内容及び追加資料の配布は認めない。

③ 実施環境

- ・プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。
- ・上記以外に必要なものについては、企画提案者が準備すること。

④ 参加人数

プレゼンテーションは、本業務をされるリーダー(企画の実質的な責任者)を含めた3人以内が参加し行うこと。

⑤ 審査の方法

プレゼンテーションについては選定委員会が、審査基準に基づいて採点を行い、合計点を算出する。

⑥ 公開の可否

プレゼンテーション審査は非公開とする。また、審査の経過、審査に関する問い合わせには一切応じない。

9 審査結果の通知について

優先交渉権者を決定した場合、全提案者に文書で通知するものとする。その際、通知の内容は、優先交渉権者及び次点交渉権者のみとし、結果に対する異議は受け付けられないものとする。

10 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- ② 提案書等の内容が、本要領・仕様書等に定める要件に適合しないとき。
- ③ 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ④ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないとき。
- ⑤ 「5(1)参加資格要件」を満たしていないことが判明したとき。
- ⑥ その他不正な行為があったと判断したとき。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案にかかる費用等は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提案者は1つの提案のみ行うこと。
- (4) 企画提案書等提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (5) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

12 事務局

那覇市役所 総務部秘書広報課 広報グループ

住所:〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号

担当:山城、古堅

電話:098-862-9942 FAX:098-869-8190

電子メールアドレス:S-S-HISYO001@city.naha.lg.jp

※@の前の「HISYO」は英字、「001」は数字。